

2016.7.1

CSR・ERM トピックス <2016 No.4>

CSR・ERM トピックスは、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマ（「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等）について、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2016 年 4～5 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<レジリエンス>

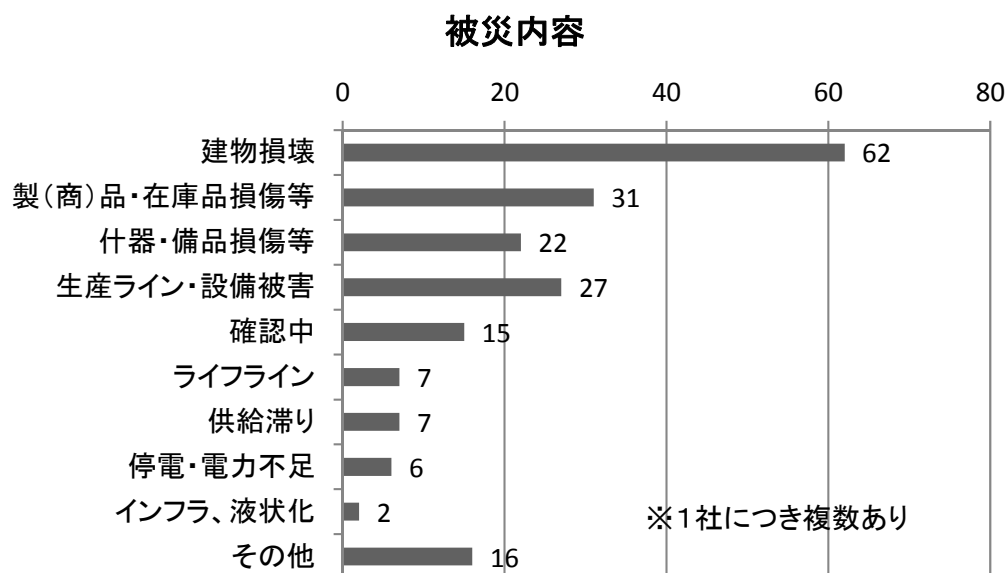
○東京商工リサーチが『平成 28 年熊本地震「上場企業の被災状況開示」調査』を公表

（参考情報：2016 年 4 月 28 日付 同社 HP）

東京商工リサーチは 4 月 28 日、『平成 28 年熊本地震「上場企業の被災状況開示」調査』を公表した。同調査は、前震の発生した 4 月 14 日から 4 月 28 日までの間に東京証券取引所の運営する「適時開示情報閲覧サービス」でリリースされた資料のうち、熊本地震の影響に関するリリースを集計したもの。

熊本地震に関する影響についてリリースした企業 166 社あり、133 社が何らかの被害を受けたとしている。被害を受けたことを公表した 133 社のうち 86 社は、「営業・操業停止」（73 社）、操業や営業再開の「見通しが立たない」（13 社）といった深刻な被災を公表した。

また、この 133 社の被災内容は「建物損壊」が最も多く 62 社であった。被災内容は以下のとおり。



東京商工リサーチ『平成 28 年熊本地震「上場企業の被災状況開示」調査』より抜粋

同調査がリリースされた 4 月 28 日の段階において、何らかの被害を受けた 133 社のうち 20 社が、一旦休止した事業所・工場などの稼働再開（一部再開を含む）を公表している。

<社会貢献（食品ロス改善）>

○ポッカサッポロフード&ビバレッジとその子会社がビッグデータを活用した豆腐適正生産量の予測モデルを開発

（参考情報：2016年5月18日付 同社 HP 等）

ポッカサッポロフード&ビバレッジと子会社である日本ビーンズ（豆腐等の製造販売業）は、ビッグデータ研究機関「オプトデータサイエンスラボ」とともに、豆腐の適正生産量を予測するモデルのコンペティション（以下、コンペ）を開催し、コンペで得られたモデルを実際の適正生産量の予測ツールとして導入したと発表した。

同社は、日本の社会問題のひとつである食品ロス*の改善に向けて豆腐生産の需要予測の精度を高め、適正生産量を的確に予測することを目的として本コンペを実施した。コンペはクラウドソーシングサイト上で実施され、事務局が提供する「ドコモ環境センサーネットワークの気象データ」、「気象庁データ」、「日本ビーンズにおける豆腐製品の特売予測データ」を基にコンペ参加者が複数製品の適正生産量の予測モデルを構築する、という内容であった。2016年2月16日～3月31日の期間に全国から1,665件の応募があり、全製品の予測精度が総合的にもっとも高いモデルを優勝とした。また特定の製品では、日本ビーンズで実際に需要予測を実施している担当者の予測精度と比較して、約15%の精度改善が見られた。

同社は今後も、従来の生産量予測と並行して本コンペにおける予測モデルを活用した豆腐の生産を行うことで、過剰生産による食品ロス問題の改善に取り組むとしている。

* 食品ロス

日本国内における年間の食品廃棄量は、食料消費全体の2割にあたる約1,800万トン。このうち、売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられたはずのいわゆる「食品ロス」は500万～800万トンとされている。

<ダイバーシティ>

○厚生労働省が「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」改正の方針を公表

（参考情報：2016年5月25日 厚生労働省 HP）

厚生労働省は5月25日の労働政策審議会において、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」を改正する方針を示した。

同指針は、職場のセクハラ防止のために事業主が講ずべき措置等を定めたもの。改正では、同指針について、「被害を受けた者の性的志向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となる」旨を明記する。これにより、いわゆるLGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）などの性的少数者も本指針の対象となることが明確化される。

従来から、職場のセクハラについては、被害者の性的志向や性自認は問わず、企業は指針に従ってしかるべき措置を講じる必要があると考えられているが、その旨が周知徹底されていない傾向にあることから、同指針の改正に至ったもの。

この改正では上記のほか、事業主のセクハラへの相談体制等の整備に関する規定の改正等が行われる。

＜情報セキュリティ＞

○独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が「増加するインターネット接続機器の不適切な情報公開とその対策」を発表

（参考情報：2016年5月31日 IPA HP）

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は5月31日、インターネットに接続される機器（IoT 機器）の増加に伴い、IoT 機器への不正アクセス、機密情報の漏洩などの脅威が増大してきていることを受けて、「増加するインターネット接続機器の不適切な情報公開とその対策」を公表した。

多くの IoT 機器は、ウェブサーバー機能、ファイル共有サーバー機能、メールサーバー機能などが搭載されており、ネットワークに接続されることで、不正アクセス、機密情報の漏えい、設定情報の変更、攻撃の踏み台として悪用などの脅威に晒されている（下表1を参照）。

同レポートでは、これらの脅威から自社の情報や IoT 機器を保護するためには、ネットワークに接続されている自社の IoT 機器を正確に把握することが必要であるとしており、その方法としてインターネット接続機器検索サービス（SHODAN*,Censys**）の仕組み及び活用方法を解説している。また、ネットワークに接続されている自社の IoT 機器を正確に把握するだけでなく、IoT 機器の機能構造やネットワークに接続することによる脅威を理解し、適切な対策につなげることが重要であるとして、実施すべき対策を示しつつセキュリティ強化を呼びかけている。（下表2を参照）。

表1 サーバー機能を持つ IoT 機器とその脅威

NO	ネットワーク機器	タイプ	機能				脅威
			ウェブ	ファイル共有	メール	その他	
1	複合機 (プリンター、スキャナー、FAX)	事務用機器	○	○	○		スキャンデータや印刷データの漏洩 設定情報の漏洩や設定変更
2	ネットワーク対応 HDD (NAS)	情報管理機器	○	○	○	DNS Telnet/ SSH	Dos 攻撃の踏み台 保存情報の漏洩 設定情報の漏洩や設定変更
3	デバイスサーバー (USB サーバー、プリンタサーバー)	情報管理機器	○	○			保存情報の漏洩 設定情報の漏洩や設定変更
4	カメラ (IP カメラ、ウェブカメラ)	通信機器	○	○	○		撮影情報の漏洩 設定情報の漏洩や設定変更
5	テレビ会議システム	通信機器	○			Telnet/ SSH	会議内容の漏洩 設定情報漏洩や設定変更
6	ブロードバンドルータ	通信機器	○	○		DNS Telnet/ SSH	Dos 攻撃の踏み台 保存情報の漏洩 設定情報の漏洩や設定変更
7	デジタル液晶テレビ	家電	○				撮影情報の漏洩 設定情報の漏洩や設定変更
8	ブルーレイディスクレコーダー・ ハードディスクレコーダー	家電	○	○			保存情報の漏洩 設定情報の漏洩や設定変更

「増加するインターネット接続機器の不適切な情報公開とその対策」をもとにインターリスク総研作成

表2 セキュリティ強化のために実施すべき事項

管理の明確化 - IoT 機器のネットワーク接続に関して、ルールを定め、内部に周知させる。 - IoT 機器の管理者を明確にする。 - SHODAN や Censys などの活用によって、定期的にネットワークを外部から検査し、意図して公開している以外の機器が接続されていないことを確認する。
ネットワークによる保護 - 必要性が無い場合は、IoT 機器を外部ネットワークに接続しない。 - IoT 機器を外部ネットワークに接続する場合には、原則ファイアウォールやブロードバンドルータを経由させ、許可した通信だけに限定する。 - ネットワークセグメントを適切に分離し、管理機能へのアクセスを制限する。または、アクセス元の IP アドレスを限定し、管理機能へのアクセスを制限する。
IoT 機器の適切な設定 - 使用しない機能をオフにする。 - 管理者用アカウント・パスワードを工場出荷時から変更する。 - ソフトウェアのアップデート

「増加するインターネット接続機器の不適切な情報公開とその対策」をもとにインターリスク総研作成

* SHODAN

2009 年に John Matherly 氏によって開発されたインターネット接続機器をウェブ上で検索できるサービスである。

** Censys

2015 年にミシガン大学の研究者によって開発されたインターネット接続機器をウェブ上で検索できるサービスである。

海外トピックス：2016年3～6月に公開された海外のCSR・ERMに関する主な動向をご紹介します。

<人権>

○英国資産運用大手の Aviva Investors など 6 社が企業人権ベンチマークの評価手法を発表

(参考情報：2016年3月 Business & Human Rights Resource Centre のHP)

英国資産運用大手 Aviva Investors などの 6 社*は、企業人権ベンチマーク (Corporate Human Rights Benchmark) で採用する企業の人権に関するパフォーマンスをランク付けするための評価手法を発表した。

企業人権ベンチマークとは、グローバル企業 100 社の人権に関するパフォーマンスをランク付けするプロジェクトであり、日本企業では、ファーストリテイリングとイオンの 2 社が評価対象に含まれている。今回発表された評価手法による評価結果は、本年 10 月に発表される予定。

今回先行して発表されたのは、農業、アパレル、採掘業の 3 業種で、今後順次対象業種を追加し、500 社をランク付けする予定。各社が発行しているアニュアルレポートなどの情報開示文書も、この評価手法を受けて見直される可能性があるとしている。

企業人権ベンチマークの評価項目と評価のウエイトは、以下の通り。

	大項目	小項目 (設問) の数	評価のウエイト
A	ガバナンスと人権方針へのコミットメント	9	10%
B	マネジメントシステムへの浸透度と人権デューデリジェンス	14	25%
C	訴えと救済の仕組み	7	15%
D	取組状況	8～10 (業種による)	20%
E	深刻な訴えに対する対応状況	3	20%
F	透明性	上記約 40 の設問に対する回答結果から透明性に関連のある回答結果で評価	10%

『Corporate Human Rights Benchmark』より抜粋 インターリスク総研訳

各評価項目は、業種共通の設問と、業種別の設問からなる。また、自社のみならず、取引先の人権に対する取組状況を評価する設問もある。さらに、各評価項目には、Score1 と Score2 の 2 つの設問が設けられており、Score1 の設問を満たせば 1 ポイント、両方の設問を満たせば 2 ポイントのスコアが得られる。具体的な設問例は以下の通り。

No.	評価項目	Score1	Score2
B.1.5	人権に関する研修	全役職員に対し、人権方針に関する研修をどのように行うかをルール化している。	全従業員に対し人権方針に関する研修を実施していることを表明している。
D.2.9.a	自社の労働時間 (アパレル)	労働時間、休憩時間、休日に関する国際基準や国の法令や規制を自社の操業において遵守することを表明している。	また、それを自社の操業においてどのように実践し、確認していくかをルール化している。

『Corporate Human Rights Benchmark』より抜粋 インターリスク総研訳

* 6 社

企業人権ベンチマークのメンバーは、英国資産運用大手の Aviva Investors の他に、人権 NPO の Business and Human Rights Resource Centre (BHRRC)、米国資産運用大手の Calvert Investments、Institute for Human Rights and Business (IHRB)、オランダ投資協会の VBDO、欧州 ESG**リサーチ大手の Vigeo Eiris。

** ESG

環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の略。

<地球温暖化>

○世界資源研究所など 4 団体が再生可能エネルギー購買者連合を発足

(参考情報：2016 年 5 月 12 日付 世界資源研究所 HP 等)

世界資源研究所 (WRI)、世界自然保護基金 (WWF)、ロッキーマウンテン研究所* (Rocky Mountain Institute)、Business for Social Responsibility** (BSR) は 5 月 12 日、企業における電力システムの再生可能エネルギーへの転換を支援するため、再生可能エネルギー購買者連合 (Renewable Energy Buyers Alliance) を発足したことを発表した。

同連合は 2025 年までに米国内企業に新たに 60 ギガワットの再生可能エネルギーを導入することを目指しており、現在、マイクロソフト、アマゾン・ドット・コムなど 60 社以上が参画している。同連合は、再生可能エネルギーを購入する企業、電力事業者、政治家など、あらゆる関係者間の連携を促進させるために、以下の取組を推進するとしている。

- ・再生可能エネルギーへの転換がもたらすメリットに関する情報の提供
- ・企業が再生可能エネルギーを購入する際の選択支援や、新しい解決策の立案に向けた企業、電力事業者、政治家間の協業の促進
- ・関係当事者間の対話の促進、契約の標準化、企業ネットワークを通じた成功事例の共有などによる取引プロセスの効率化

* ロッキーマウンテン研究所 (Rocky Mountain Institute)

資源の効率的な活用などを推進する非営利団体。1982 年にエネルギー学者であるエイモリー・ロビンズらにより設立された。再生可能エネルギー技術、分散型エネルギー、資源計画、グリーンビルディング (建築物を建設・運用する際のエネルギーを減らして環境負荷を少なくし、健康的で文化的な生活を持続的に送れるよう目指す計画・建築物) 等に関する研究を行っている。

** Business for Social Responsibility (BSR)

公正かつ持続可能な世界の実現を目標として活動する非営利団体であり、全世界で 250 社以上が会員として加盟している。コンサルティング、調査などを通じて、持続可能なビジネス戦略とソリューションの開発に取り組んでいる。

<海外危機管理>

○米国国務省が世界各地のテロ活動に関する 2015 年度版報告書を公表

(参考情報：2016 年 6 月 2 日付 同省 HP)

米国国務省は 2016 年 6 月 2 日、国際的テロリズムの動向に関する 2015 年度版報告書 (『2015 Country Reports on Terrorism』) を公表した。

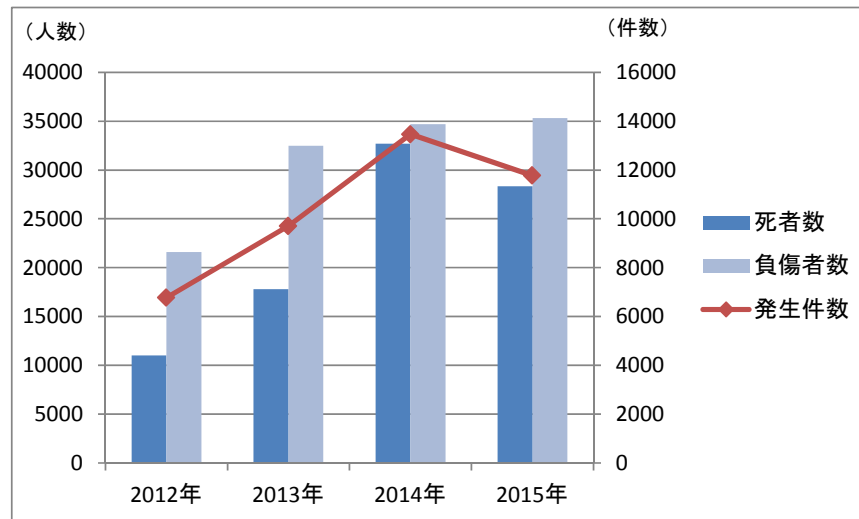
同報告書は、前年の世界各地のテロ活動の傾向や件数、犠牲者数や負傷者数、加えて実行犯の情報等がまとめられており、2004 年より毎年公表されている。

同報告書によると、2015 年に世界で発生したテロの件数は、11,774 件で、前年比 13% 減、死者数

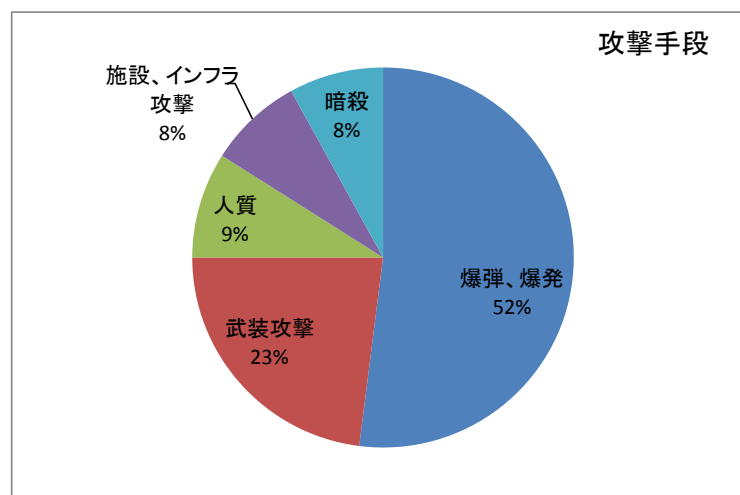
は 28,328 人で前年比 14%減となった。一方で、アフガニスタン、バングラデシュ、エジプト、フィリピン、トルコ等では発生件数が増加しており、テロの脅威は依然として大きい、としている。

また、テロ活動のターゲットの過半数が不特定多数の一般市民および警察であったことや、テロ行為の手段についても爆弾・爆発等が過半数を占めたことを示した。

過激派組織イスラム国（以下、「IS」）については、イラクやシリアで支配地域を減らし、資金も細っている一方、フランスなど世界のあらゆる地域でテロ活動を実行する能力を維持している、としている。IS の系列組織がアフリカや東南アジアなどにも現れていることや、ソーシャルメディアなどを通じて IS に感化された個人やグループによるテロ活動にも警戒感を示した。



Country Reports on Terrorism 2012 - 2015 より、インターリスク作成



Country Reports on Terrorism 2015 より、インターリスク作成

ターゲット	数
一般市民等	4515
警察	2159
企業	1149
政府関連施設	1136
軍関連	715
テロリスト、国軍以外の軍隊	447
宗教関連施設等	394
公共交通機関	381
教育機関	297
公益事業体	255
過激派政党	161
政府関連施設（外交関連）	148
報道関連、メディア	146
その他	145
NGO	53
通信事業関連	46
空港関連	23
食糧・水供給関連	17
旅行者	7
海運関連	6
中絶医療関連	5
計	12204

Country Reports on Terrorism 2015 より、インターリスク作成

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまな質問についての解説を行うコーナーです。



Question

消費者庁が3月30日に「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会 第1次報告書」を公表するなど、改めて内部通報制度に関する問題意識が示されています。本報告書の背景、概要に加え、内部通報制度の見直しのポイントについて教えてください。

Answer

1. 本報告書の背景、概要

(1) 背景

通報者の保護等を目的として、2006年4月に公益通報者保護法が施行されました。

しかし、実際の運用状況に対して、消費者庁は以下のような点を問題視していました。

- ・労働者における公益通報者保護制度の認知度は10.5%に止まるなど、制度の認知度は十分とはいえない。
- ・近時の企業不祥事において、内部通報制度が機能せず、事業者の自浄作用が発揮されなかった事案（例えば、経営者自らが不正の隠蔽を指示・承認していたため、制度が機能せず、不正が継続していた事案など）が散見される。
- ・内部通報等の行為に反感を抱いて業務上の必要性とは無関係に配置転換を行った事案など通報に係る紛争等も発生している。

このため、同庁は2015年6月に、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を設置し、制度の実効性向上のための方策を検討した結果、2016年3月に、第1次報告書を取りまとめました。

(2) 概要

第1次報告書は、3つの観点から、求められる方策を示しています。下表は主な方策の概要を整理したものです。なお今後、法律の専門家による更なる議論を踏まえて、2017年以降の公益通報者保護法改正を目指すといわれています。

【表】「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会 第1次報告書」の概要

①民間事業者の取組の促進のための方策	☐ 事業者が自主的に取り組むことが推奨される事項の具体化・明確化（内部通報制度の整備・運用の指針となる「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」の改正（更なる具体化）など） ☐ 事業者の自主的な取組を促進するためのインセンティブ（内部通報制度の整備に関し積極的な取組を行う企業を前向きに評価する認証制度）の導入 ☐ 公益通報者保護制度の意義・重要性についての更なる啓発活動の推進、など
②行政機関の取組の促進のための方策	☐ 通報を受けた行政機関職員の通報対応スキルの向上 ☐ 通報者への通報対応状況のフィードバックの充実、行政機関の通報対応状況のモニタリングの実施 ☐ 地方公共団体における通報窓口の整備促進、など

③通報者保護の要件・効果の見直し	☐ 通報者や通報対象事実の範囲の見直し（通報者の範囲を在職中の労働者に限定せず、役員や退職者などへ拡充、理解容易性の観点からの同法適用対象となる通報対象事実の明確化） ☐ 通報に係る情報の保護（通報者の氏名等の情報が被通報者に開示されないための守秘義務条項の創設） ☐ 不利益取扱いの禁止に違反した場合の効果の見直し（公益通報を理由とした解雇など不利益取扱いの禁止に違反した場合の刑事罰・行政措置の導入など）、など
------------------	--

「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会 第1次報告書」を基にインターリスク作成

2. 内部通報制度の見直しのポイント

多くの企業が内部通報制度を整備していますが、第1次報告書で指摘されたほかにも、同制度が十分に機能しない事例も見られます。

制度の実効性を高め、本来期待される機能を発揮させるためには、まず、経営トップがコンプライアンスを最優先する姿勢を社内外に表明し、ネガティブ情報に耳を傾ける企業風土を醸成することが前提となります。このような企業風土が醸成されない限り、「たとえ通報しても会社はその事実を握りつぶすのでは？」「かえって自らが不利益を被るのでは？」という従業員の疑念を払拭できず、制度の利用を躊躇してしまうからです。

その上で、制度を見直す上でのポイントを説明します。

(1) 通報段階

「確証が持てない段階での内部通報には心理的に抵抗感があり、利用を躊躇した」ため、通報が遅れ、事態がより深刻化した事例も見られます。

通報の対象範囲は、自社内における法令違反行為や不正行為だけでなく、そのおそれがある場合も含め、「何かおかしい」と思った段階で迷わず報告可能とすることで、心理的抵抗感を和らげることが肝要です。

(2) 受付段階

ア 受付者の独立性の確保

昨今の事例では、経営者自らが隠蔽を指示または承認する事例も見られ、このような場合は、通報の受付者が本来期待される役割を十分に発揮できない事態が懸念されます。

このため、受付者の独立性をより一層確保すべく、例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口として追加することも検討に値します（「コーポレートガバナンス・コード 補充原則 2-5①」参照）。

イ 匿名性の確保

通報の受付にあたり、本来の趣旨から逸脱した通報（例えば、対象者の誹謗中傷を目的とした通報など）を防ぐ等の理由で、実名による通報とするのが原則です。

しかし、通報を躊躇しないようにするためには、匿名での通報も許容し、選択制にすることが肝要です。

匿名による通報には、誹謗中傷等の増加や、十分な社内調査が行えなくなる等の懸念もありますが、前者については、制度の趣旨目的の明示と通報内容の例示を行うこと、後者については、少なくとも外部の通報窓口については、通報者の承諾がない限り、氏名等を開示せず、組織との関係で匿名性を確保することも一つの方法です。

(3) 社内調査・事実認定段階

通報者は、通報の後も「会社や上司等から報復を受けるのでは?」、「本当に適正に調査しているのだろうか?」という不安に苛まれています。

このため、社内調査にあたっては、通報者本人が察知されないよう、通報に関する情報を共有する範囲を限定するなど、情報管理を徹底することが肝要です。また、通報者を特定する行為の禁止や通報を理由とする不利益取扱いを禁止（違反者に対する社内処分等）する旨を、社内ルール上明記しておくことが肝要です。さらには、実名による通報の場合に限りませんが、事案の性質上可能な範囲で、調査の進捗状況を通報者に説明することも肝要です。

(4) 処分等実施段階

通報すべき法令違反等に通報者自身が関与していた場合、当該通報者が処分をおそれ、通報をためらう事態が懸念されます。

このため、事案によっては、就業規則上の懲罰規定の運用を緩和し、処分の減免を許容することも検討に値します。

(5) 事案処理後の段階

「会社のコンプライアンスに対する姿勢について、従業員の信頼が得られていなかったことから、内部通報制度が利用されず、自浄作用が働かなかった」という事例も見られます。

このため、通報者に配慮し、当該事案処理の経緯・結果・再発防止の方針や取組の期間などについてフィードバックすることが肝要です。

また、通報者への不利益取扱いの禁止を社内ルール上明記していたとしても、通常の人事考課や定期的な異動を装う報復人事を確実に防げません。

このため、通報者が不利益な取扱いを受けていないか検証する仕組みを導入することで、報復人事へのけん制効果を働かせることも検討に値します。

企業においては、上記(1)～(5)の一連のプロセスを振り返り、自社の制度上の課題・問題点を網羅的に検証し、改善の方向性を検討するとともに、あわせて、社内イントラネット、社内報、コンプライアンス研修等により、上記のような自社の内部通報制度のポイントを周知徹底させることで、信用性を高めていくことが求められます。

以上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社リスク管理）に関しても、以下のテーマについてコンサルティング・セミナー等を実施しております。

これらのコンサルティング等に関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部

TEL.03-5296-8912（CSR・法務グループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

◇CSR（企業の社会的責任）

◇企業リスク分析・評価

◇危機管理

◇法務リスク全般

◇食品リスクマネジメント

◇D&O（役員賠償責任）

◇ERM（全社リスク管理）

◇コンプライアンス（法令遵守）

◇海外危機管理

◇製造物責任（PL）・製品安全（PS）

◇情報セキュリティ

◇CS・苦情対応 他

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2016